

神戸空港条例施行規則の改正について（概要）

1. 改正の趣旨

神戸空港において、2025年4月18日から新たに供用を開始する第2ターミナルや駐車場の使用料を新設するにあたり、神戸空港条例に必要な規定を追加する改正を予定しています。（令和7年第1回定例会に提出）

神戸空港条例の改正が原案通り可決された場合、第2ターミナル等の施設の使用許可にかかる手続きや、使用料の納付方法などについて、神戸空港条例第31条の規定に基づき制定された神戸空港条例施行規則において規定するため、規則の一部改正を行います。

2. 改正の概要

① 使用許可の例外規定の追加

航空機の運航に係る施設を使用する場合、共用施設であることから使用の調整を行う必要があり、使用許可の手続き方法については施設の運用規程等と合わせて定めるため、本規則と別に定めることとします。

また、駐車場を使用する場合、使用許可申請書の提出を不要とし、駐車券の交付をもって使用の許可を受けたこととします。

② 使用料の納付方法に関する規定の追加

使用料を後納とすることができる相当な理由として、以下を定めます。

- ・ 国又は地方公共団体が使用するとき
- ・ ターミナル利用料、保安検査施設利用料を納付するとき
- ・ 業務用施設、商業用施設、特別待合室、専用駐車場、チェックインカウンター及び一般駐車場を使用するとき
- ・ 占用使用にかかる使用料を納付するとき
- ・ その他市長が特に必要があると認めるとき

③ 指定管理者による管理運営への対応

指定管理者を指定している場合において、本規則の規定のうち、必要な事項（制限行為及び土地等の使用許可、各種申請書の提出先など）については、「市長」を「指定管理者」に読み替えます。

④ その他所要の改正

条ずれ等の修正、整理を行います。

3. 施行予定日

2025年4月1日